

育児休業を取得される方(または出産後再雇用が決まっている方)へのご案内

◎パート・アルバイト等で会社からの育児休業制度が適用されない方や、出産が理由で退職するが、再雇用の約束がある方は育児休業扱いとしております。

育児休業取得期間中 在園児の保育所等

必要	...	1	へ
必要ない	...	2	へ

1 保育継続

★「保育継続申立書」を提出してください (提出: 出産後8週間以内にこども園課へ)

【保護者控え用】															
母〈出産予定日〉		母〈提出期限〉		父〈育児休業予定期間〉		父〈提出期限〉									
令和	年	月	日	令和	年	月	日	令和	年	月	日	令和	年	月	日
産前休業 6~8週		出 産	産後休業 8週		育児休業取得期間				職場復帰						
保育標準時間認定				保育短時間認定				保育標準時間or短時間認定							

【確認事項】

- 出産後8週経過日の翌月から復職する前月までは**保育短時間認定**となります。申し出により標準時間認定への変更が可能な場合もあります。標準時間認定での保育を必要とする場合は、別途『保育時間認定変更申請書』と診断書等の証明が必要となります。
- 上記よりも前に父が育児休業を取得される際は、休業開始日の翌月から**保育短時間認定**となる可能性がありますので、必ず申し出てください。休業期間によっては、父も保育継続申立書を提出していただく必要があります。
- 復職(再雇用)後の雇用時間や日数などの変更が生じる場合、『保育の利用を必要とする証明書』を添付してください。
- 「保育継続申立書」を提出することにより、利用調整基準表「調整点項目6: 下の子の育児休業により退園し、育児休業終了後に再度入園する場合(同時に入所を希望するきょうだいも含む) +7点」の適用対象外となります。

※保育短時間認定とは
1日8時間を限度として、保育が必要な時間 (◇) の保育を受けられます。

※保育標準時間認定とは
1日11時間を限度として、保育が必要な時間 (◇) の保育を受けられます。

- 標準時間・短時間の設定時間は園によって異なります。
- (◇) 保育が必要な時間とは、勤務時間+通勤時間です。
- 保育が必要な時間にかかわらず、1日8時間または11時間の保育が受けられるものではありません。

2 退園

★「退所(園)届」を提出してください

【育児休業終了後に再度入所希望する場合】

- あらたに入所申請が必要です。
- 利用調整基準表「調整点項目6: 下の子の育児休業により退園し、育児休業終了後に再度入園する場合(同時に入所を希望するきょうだいも含む) +7点」適用対象となりますが、選考による入所となるため、必ずしも再入園できるものではありません。